

# 令和5年第10回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月27日(金) 午後4時40分から午後5時0分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	澤田 正人 川瀬 崇
第 2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 川本局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	議案第29号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第 7	議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
第 8	議案第31号 令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について	

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事

7. 参与

續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和5年第10回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>お疲れ様です。稲刈りも終わり、大豆も終盤を迎えていますが、雪虫が異常発生しております。本日もよろしくお願い致します。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和5年 第10回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録署名委員の選出について 澤田委員・川瀬委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>お疲れ様でございます。10月の農政報告です。新米まつりは前年並みの売上げとなりました。日本酒アワードで町内産の彗星使用の「龍神」がグランプリとなりました。7月発生的美葉牛幹線事故について、改良区の補助事業として申請しています。10月31日は事故説明会の予定です。インフルエンザワクチン接種も希望あれば早めの接種をお願い致します。普及センターからの資料も添付しております。(それぞれ詳細説明) 以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願い致します。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限はありません。</p>

それではこれより、報告一件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 議案第29号 農地法第18条第6項の規定による合意解約  
について、5-13説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

議案第29号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件につ  
いて議決を求める。

令和5年10月27日提出

次のページをご覧ください。

番号 5-13 合意解約

貸 主

借 主

土地の所在は西川29番地3 田が15筆、畑が1筆

合計16筆で、面積が 88,108㎡です。

資料1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。5-13承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5-13について承認いたします。

日程第6 議案第29号 農地法第18条第6項の規定による合意解約

については承認されました。

日程第7 議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、最初に5-売-22から説明願います。

事務局長

7ページをご覧下さい。

議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年10月27日提出

次のページをご覧下さい。

番号 5-売-22

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年10月30日です。

対価の支払期限は、令和6年3月29日です。

売買価格は、13,300,000円です。

土地の所在は、西川29番3外15筆、

田が15筆、畑が1筆で 面積は88,108㎡となっております。

資料の1ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号5-売-22承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-売-22について承認いたします。  
次に番号5-賃-30について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 5-賃-30  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]  
利用権の設定する者 [REDACTED]  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間は、令和5年10月30日から令和15年8月27日です。  
貸付料等は、316,222円です。  
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。  
土地の所在は、美葉牛13番地1外8筆  
田が9筆、面積 57,601㎡です。  
資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号5-賃-30、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-30について承認いたします。  
次に番号5-賃-31について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-31

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和5年10月30日から令和15年8月27日です。

貸付料等は、106,260円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、美葉牛15番地5

田が1筆で、面積 17,553㎡です。

資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号5-賃-31承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-31について承認いたします。

次に番号5-賃-32について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-32

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和5年10月30日から令和10年8月27日です。

貸付料等は、48,600円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、和52番地2 外2筆

田が3筆で、面積 8,541㎡です。

資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号5-賃-32承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号5-賃-32について承認いたします。  
日程第7 議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第8 議案第31号 令和6年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について説明願います。

事務局長

12ページをお開き下さい。  
議案第31号 令和6年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農用等利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に推進するため、別紙のとおり意見書を北竜町長に提出する。

令和5年10月27日提出

意見書案を作成しております。別冊をご覧ください。  
《 内容説明 》

以上で説明を終わります。

議長

これより意見書の内容の審議に入ります。  
まずは序文についてはよろしいですか。

委員

【質疑等なし】

議長

では、1 担い手への農地利用の集積・集約化についてはどうですか。

委員

【質疑等なし】

議長

では、2 遊休農地の発生防止についてはどうですか。

委員

【質疑等なし】

議長

3 担い手の確保・育成支援についてはどうでしょうか。

高田委員

PRの方法について、今のままでは情報量が少ない。様々なツールを使ってもっと発信して欲しい。

事務局長

そのように文言を修正します。

議長

その他にありますか。

委員

【質疑等なし】

議長

では続きまして、4 その他について検討願います。  
ご質問等ありますか。

澤田委員

数カ所、言い回しを修正願いたい。

事務局長	ご指摘の通り修正します。
議長	その他にありますか。
委員	<b>【質疑等なし】</b>
議長	ほかに全体を通してありますか。 提出日程の予定は。
事務局長	11月1日の13:30～と考えております。 会長と代理と事務局長で提出したいと考えております。
議長	採決いたします。意見書案、承認とされる方は挙手をお願いいたします。
委員	<b>【全員挙手】</b>
議長	日程第8 議案第31号 令和6年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書については承認と致します。  以上で第10回農業委員会総会を終了致します。